



草津市公報

発行日 令和5年6月15日
(毎月1・15日発行)

発行番号 第 11 号

発行所 草津市役所

草津市草津三丁目13番30号

電話番号(代)077-563-1234

◇◇◇ 目 次 ◇◇◇

◎ 規 則

草津市立自転車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則（交通政策課） 1

◎ 訓 令

草津市新型コロナウイルス感染症対策本部規程を廃止する訓令（危機管理課） 1

草津市立発達支援センター運営規程（発達支援センター） 1

◎ 告 示

令和5年度草津市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）

支給事業実施要綱（子ども家庭・若者課） 5

令和5年度草津市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外

の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要綱（子ども家庭・若者課） 14

草津市各種スポーツ大会開催補助金交付要綱の一部を改正する要綱（スポーツ推進課） 21

令和5年度草津市一般会計補正予算等の要領について（総務課） 21

草津市国民健康保険税特例対象被保険者等に係る特例の申告の手続等に関する要綱の一部を改正す

る要綱（保険年金課） 21

草津市創業支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱（商工観光労政課） 21

草津市総合計画推進委員会設置要綱の一部を改正する要綱（企画調整課） 28

公示送達について（納税課） 28

◎ 公 告

草津市有財産売却処分一般競争入札公告（総務課） 31

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課） 35

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課） 35

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課） 36

◎ 教育委員会告示

草津市教育委員会定例会の招集について（教育総務課） 36

◎ 選挙管理委員会告示

50分の1、6分の1および3分の1の数について 36

選挙人名簿抄本の閲覧状況について 37

◎ 農業委員会告示

草津市農業委員会総会の招集について 40

規則

草津市立自転車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年5月18日

草津市長 橋川 渉

草津市規則第53号

草津市立自転車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

草津市立自転車駐車場条例施行規則（昭和56年草津市規則第37号）の一部を次のように改正する。

第6条の表を次のように改める。

名称	区分	券種	枚数	金額
草津市立草津駅西口第2自転車駐車場	バイク	110円	11枚	1,100円
	自転車	120円		1,200円
草津市立草津駅東自転車駐車場	バイク	400円	11枚	4,000円
	自転車	200円		2,000円
草津市立草津駅西口第5自転車駐車場	自転車	110円	11枚	1,100円

付 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

（令和5年5月18日掲示済み）

（令和5年5月18日掲示済み）

草津市立発達支援センター運営規程をここに公表する。

令和5年5月30日

草津市長 橋川 渉

草津市訓令第13号

草津市立発達支援センター運営規程
(趣旨)

第1条 この規程は、滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年滋賀県条例第6号）別表第1第11号アおよび児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）第19条の規定に基づき、草津市（以下「事業者」という。）が開設する草津市立発達支援センター（以下「事業所」という。）に係る事業の適切な運営を確保するために必要な人員、管理および運営に関する事項を定めるものとする。

（事業の目的および運営の方針）

第2条 事業者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援のうち、同条第2項に規定する児童発達支援、同条第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援、同条第6項に規定する保育所等訪問支援ならびに同条第7項に規定する障害児相談支援の支給決定に係る障害児およびその疑いのある児童（以下「利用者」という。）、また、その障害児に係る通所決定保護者（以下「保護者」という。）の意思および人格を尊重しながら適切なサービスを提供することとする。

2 事業者は、法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援および法第6条の2の2第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援を草津市立発達支援センター湖の子園（以下「湖の子園」という。）で実施するものとする。

3 湖の子園は、児童の心身の機能の発達および集団生活を促進し、これらの児童の育成と福祉の向上を図るよう、療育を適切に行うとともに、重度の障害の状態等で外出することが著しく困難な利用者の居宅を訪問し、支援をするものとする。

4 事業者は、法第6条の2の2第6項に規定する保育所等訪問支援について、利用者が所属する保育所等へ

訓 令

草津市新型コロナウイルス感染症対策本部規程を廃止する訓令をここに公表する。

令和5年5月18日

草津市長 橋川 渉

草津市訓令第12号

草津市新型コロナウイルス感染症対策本部規程を廃止する訓令

草津市新型コロナウイルス感染症対策本部規程（令和2年草津市訓令第3号）は、廃止する。

付 則

この訓令は、令和5年5月18日から施行する。

の支援を行うことで、これらの利用者の当該施設での集団生活を支援するものとする。

5 事業者は、法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援について、利用者の地域生活を支援するために、保健、医療、福祉等のサービスが適切に総合的に提供されるように支援するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 草津市立発達支援センター
- (2) 所在地 滋賀県草津市西渋川二丁目9番38号

(従業者の職種、員数および職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数および職務の内容は、次のとおりとする。

湖の子園（児童発達支援）

職種	常勤職員 従業者		非常勤職 員従業者	職務内容
	専従	兼務		
管理者		1人		従業者および業務の管理運営について、法令等を遵守して、指揮監督を行う。
児童発達支援管理責任者	1人			利用者の児童発達支援計画の作成、実施状況の把握、見直し等を行う。
保育士	1人以上			児童発達支援計画に基づき、児童の療育、保護者指導等を行う。
児童指導員	1人以上			当該支援を行う時間帯を通じて児童の数を4で除して得た数以上を配置する。
発達心理相談員		1人		利用者の発達相談業務、保護者指導等を行う。
嘱託医師		1人		利用者の医療相談、年2回の健康診断を行う。
言語聴覚士		1人		利用者の言語指導、保護者指導等を行う。
看護師		1人		利用者の主治医の指示書による看護および保護者指導等を行う。

※看護師については、医療的ケアの必要な利用者のに応じて雇用する。

湖の子園（居宅訪問型児童発達支援）

職種	常勤職員 従業者		非常勤職 員従業者	職務内容
	専従	兼務		
管理者			1人	従業者および業務の管理運営について、法令等を遵守して、指揮監督を行う。
児童発達支援管理責任者			1人	利用者の児童発達支援計画の作成、実施状況の把握、見直し等を行う。
訪問支援員			1人以上	児童発達支援計画に基づき、利用者の療育、保護者指導等を行う。

保育所等訪問支援

職種	常勤職員 従業者		非常勤職 員従業者	職務内容
	専従	兼務		
管理者			1人	従業者および業務の管理運営について、法令等を遵守して、指揮監督を行う。
児童発達支援管理責任者			1人	利用者の児童発達支援計画の作成、実施状況の把握、見直し等を行う。
訪問支援員			1人以上	児童発達支援計画に基づき、保育所等へ訪問し、利用者の集団生活への適応に関する支援を行う。

障害児相談支援

職種	常勤職員 従業者		非常勤職 員従業者	職務内容
	専従	兼務		
管理者			1人	従業者および業務の管理運営について、法令等を遵守して、指揮監督を行う。
相談支援専門員			1人以上	障害児支援利用計画の作成ならびに実施状況の把握（モニタリング）を行う。
相談員			1人以上	必要な相談業務を行う。

<p>(営業日および営業時間)</p> <p>第5条 事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 営業日 月曜日から金曜日とする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日および12月29日から翌年1月3日までの日を除く。</p> <p>(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。</p> <p>(利用定員)</p> <p>第6条 湖の子園の利用定員は、1日当たり40人以下とする。</p> <p>(事業所が定める主たる対象者)</p> <p>第7条 事業所においてサービスを提供する主たる対象者は、障害児（法第4条第2項で定める者をいう。以下同じ。）とする。</p> <p>(湖の子園の事業内容)</p> <p>第8条 湖の子園は、児童発達支援について利用者の児童発達支援計画を作成するとともに、利用者に対し次の各号に掲げるサービスを行う。</p> <p>(1) 日常生活における基本的な動作の指導</p> <p>(2) 集団療育指導</p> <p>(3) 遊びの指導</p> <p>(4) 各種専門相談</p> <p>(5) 給食の指導</p> <p>2 湖の子園は、利用者の保護者に対し、次の各号に掲げるサービスを行う。</p> <p>(1) 相談と助言</p> <p>(2) 学習</p> <p>(3) 自主的活動</p> <p>3 湖の子園は、居宅訪問型児童発達支援について利用者の児童発達支援計画を作成するとともに、利用者とその保護者に対し、自宅の訪問により、次の各号に掲げるサービスを行う。</p> <p>(1) 相談と助言</p> <p>(2) 日常生活における動作の指導</p> <p>(3) 遊びの支援</p> <p>(保育所等訪問支援の事業内容)</p> <p>第9条 事業所は、利用者の児童発達支援計画を作成するとともに、保育所等の訪問により、次の各号に掲げるサービスを行う。</p> <p>(1) 利用者に対する日常生活における動作の指導</p> <p>(2) 保育所等の保育士等に対する相談等の支援</p> <p>(3) 保護者に対する相談等の支援</p> <p>(障害児相談支援の事業内容)</p> <p>第10条 事業所は、利用者とその保護者に対し、次の各号に掲げるサービスを行う。</p>	<p>(1) 児童の日常生活にかかる相談支援</p> <p>(2) 障害児支援利用計画の作成</p> <p>(3) モニタリングの実施</p> <p>(4) 前各号に付帯するその他必要な援助 (保護者から受領する費用の種類およびその額)</p> <p>第11条 事業者がサービス提供した際に保護者から受領する費用の額（以下「使用料」という。）は、法第21条の5の3第2項第2号に規定する額とする。ただし、事業者が草津市立発達支援センター条例（平成18年草津市条例第40号。以下「条例」という。）第8条第2項に基づき、これを減額し、または免除した場合を除く。</p> <p>2 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。</p> <p>3 利用者は、前2項の使用料のほか、給食費、その他必要な実費を負担するものとする。</p> <p>4 事業者は、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援および障害児相談支援の提供にあたっては、第15条に定める通常の事業の実施地域を超えてサービスを提供したときに要した交通費について、その実費を徴収することができる。その際、自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を超える地点から目的地までの距離に、1キロメートル当たり15円を乗じて得た額とする。</p> <p>(使用料の減額対象および額)</p> <p>第12条 条例第8条第2項の規定により使用料を減額または免除できる者は、次の各号に掲げる者とし、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 法第21条の5の7第9項の通所受給者証の交付を受け、条例第3条第1号から第3号までの対象サービスの提供を受ける未就学児の保護者 全額</p> <p>(2) 事業者が特別な理由があると認めた者 事業者が定める額</p> <p>(使用料の減額手続)</p> <p>第13条 使用料の減額および免除を受けようとする者は、草津市立発達支援センター児童発達支援等使用料免除申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、市において条例第3条第1号から第3号までの対象サービスの利用者が前条に規定する減額対象者であることをあらかじめ確認できる場合は、この限りではない。</p> <p>(使用料の減額通知)</p> <p>第14条 事業者は、前条の申請書を審査し、減額または免除の可否を決定したときは、草津市立発達支援センター児童発達支援等使用料免除可否決定通知書（別記様式第2号）により申請者にその旨を通知するものす</p>
--	--

る。

(通常の事業の実施地域)

第15条 事業所の通常の事業の実施地域は、草津市全域とする。

(サービスの利用にあたっての留意事項)

第16条 事業者は、サービスの利用の当日に、児童の体調不良等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合は、保護者の同意を得て、サービスの内容を変更する措置を講ずるものとする。

(緊急時等における対応)

第17条 従業者は、現にサービスを提供しているときに利用者に健康状態の急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに保護者への連絡および医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(苦情解決)

第18条 事業者は、その提供したサービスに関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切な対応を図るために必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、提供したサービスに関し、滋賀県が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め、または草津市の従業者からの質問もしくは照会に応じ、および保護者等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、都道府県からの助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査またはあっせんにできる限り協力するものとする。

(事故発生時の対応)

第19条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに保護者、滋賀県、草津市に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策の方法)

第20条 事業者は、事業所に消火設備その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報および連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するものとする。

2 事業者は、非常災害に備えるため、消防計画に基づき定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第21条 事業者は、利用者の人権の擁護および虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置

を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
 - (2) 苦情解決体制の整備
 - (3) 従業者に対する虐待の防止を啓発または普及をするための研修の実施
 - (4) 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）第45条第2項第1号の防止のための対策を検討する委員会の設置
- (個人情報の保護)

第22条 事業所の従業者は、正当な理由なく業務上知り得た利用者、保護者等またはそれらの家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業所の従業者は、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持しなければならない。

(その他運営に関する留意点)

第23条 事業者は、事業所において適切なサービスが提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、従業者の資質向上を図るために次のとおり研修の機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用時3か月以内
- (2) 繼続研修 年2回以上

2 事業者は、利用者に対する指定通所支援等の提供に関する諸記録を整備し、当該支援を提供した日から5年間保存するものとする。

(その他)

第24条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この訓令は令和5年5月30日から施行する。

別記

様式第1号（第13条関係）

草津市立発達支援センター児童発達支援等使用料免除申請書

草津市長 約

年 月 日

申請者（保護者）

住所

氏名

草津市立発達支援センター運営規程第13条により、下記のとおり使用料を免除されよう申請します。

児童名	フリガナ 氏名	生年月日	年 月 日 (満歳)
居住地	〒 草津市 電話番号		
保護者氏名	フリガナ 氏名	児童との関係	

下記の希望するサービスに○をつけ、免除金額を記入ください。

免除を希望するサービス	サービスの種類	免除金額 (月額上限)
	児童発達支援（湖の子園）	
	居宅訪問型児童発達支援	
	保育所等訪問支援	

※申請書には、通所受給者証のコピーを添付してください。

様式第2号（第14条関係）

草津市立発達支援センター児童発達支援等使用料免除可否決定通知書

年 月 日

様

草津市長

年 月 日付けで申請のあった免除申請について、下記のとおり決定したので、草津市立発達支援センター運営規程第14条の規定により通知します。

記

1. 免除を認める

免除額 月額上限 円

この用紙を発達支援センターサービス利用時に提示してください。
この免除は、 年 月 日から 年 月 日まで有効です。

2. 免除を認めない

(理由)

(令和5年5月30日掲示済み)

告示

草津市告示第172号

令和5年度草津市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業実施要綱を次のとおり制定する。

令和5年5月16日

草津市長 橋川涉

草津市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業実施要綱

（目的）

第1条 低所得のひとり親世帯は、食費等の物価高騰等に直面し、家計が悪化している。このように食費等の物価高騰の影響を受けて損害を受けた低所得のひとり親世帯を見舞う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）給付事業に関し、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給要領」（「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の支給について」（令和5年4月10日付ご支家第13号こども家庭庁支援局長通知）別紙）に基づき、必要な事項を定める。

（支給要件）

第2条 草津市（以下市という。）は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める者（低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）（以下「給付金（ひとり親世帯分）」といふ。）のうち支給しようとしている給付に相当するものの支給を既に他の都道府県、市または福祉事務所を管理する町村から受けている者を除く。以下「支給対象者」という。）に対し、給付金（ひとり親世帯分）を支給する。

- (1) 令和5年3月分の児童扶養手当法（昭和36年法律第238号。以下「法」といふ。）による児童扶養手当（以下「児童扶養手当」といふ。）の支給を受けている者（その全部を支給しないこととされている者を除く。以下「児童扶養手当受給者」といふ。）
- (2) 令和5年3月分の児童扶養手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」といふ。）のうち、法第13条の2の規定に基づき児童扶養手当の全部を支給しないこととされている者（以下「法第13条の2支給停止者」といふ。）、または法第6条の規定に基づく草津市長（以下「市長」といふ。）の認定を受けた場合には法第13条の2の規定に基づき児童扶

養手当の全部または一部を支給しないこととなることが想定される者であって、次の表の左欄に掲げる者ごとに、令和3年の収入額について同表の右欄に掲げる要件を満たす者（以下「公的年金給付等受給者」という。）

①当該者（法第4条第1項第1号口またはニに該当し、かつ、母がない児童、同項第2号口またはニに該当し、かつ、父がない児童その他児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「令」という。）で定める児童の養育者を除く。）	法第9条第1項で定める児童扶養手当の一部支給に係る支給制限限度額に相当する収入額未満（収入には、当該者が非課税の公的年金給付等を受給している場合にあっては、その受給額を含み、当該者が母である場合であってその監護する児童が父から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、または当該者が父である場合であってその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童が母から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、令第2条の4第6項で定めるところにより、当該者が当該費用の支払を受けたものとみなして、収入の額を計算するものとする。）
②当該者（①に規定する養育者に限る。）	法第9条の2で定める児童扶養手当の支給制限限度額に相当する収入額未満（収入には、当該者が非課税の公的年金給付等を受給している場合にあっては、その受給額を含む。）
③当該者の配偶者または当該者が父若しくは母である場合にあっては当該者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）で当該者と生計を同じくする者若しくは当該者が養育者である場合にあっては当該者の扶養義務者で当該者の生計を維持する者	法第10条または第11条で定める児童扶養手当の支給制限限度額に相当する収入額未満（収入には、左欄に掲げる者が非課税の公的年金給付等を受給している場合にあっては、その受給額を含む。）

- (3) 申請時点において、令和5年3月分の児童扶養手当に係る法第6条の規定に基づく市長の認定を受けていない受給資格者（前号に規定する者を除く。）または法第9条から第11条までの規定に基づき児童扶養手当の全部を支給しないこととされている受給

資格者であって、食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変している、第2号の表の左欄に掲げる者ごとに、急変後1年間の収入見込額について同表の右欄に掲げる要件を満たす者その他前2号に規定する者と同様の事情にあると認められる者（以下「家計急変者」という。）

- (4) 第2号に規定する公的年金給付等受給者または前号に規定する家計急変者に該当する者であっても、令和5年4月10日付こ支家第14号こども家庭庁支援局長通知「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）の支給について」の別紙「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給要領」に基づき支給される給付金（以下「その他の子育て世帯給付金」という。）の支給を既に受けている者またはその他の子育て世帯給付金の実施主体が支給を決定した者については、支給対象者には含まないものとする。
- (5) 第1号から第3号までの規定にかかわらず、給付金は、支給対象者が次の表の左欄に掲げる者に該当する場合について、同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既に同表の左欄に掲げる者に対して給付金が支給されている場合には、この限りでない。

児童扶養手当受給者、および公的年金給付等受給者（法第13条の2支給停止者に限る。）であって、令和5年3月1日以後に死亡した者（当該者が、当該者に対する給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。）	左欄に掲げる者の法第4条に定める要件に該当する児童（以下「監護等児童」という。）であった者
公的年金給付等受給者（法第13条の2支給停止者を除く。）であって、令和4年度予備費閣議決定日（令和5年3月28日）以後に死亡した者（当該者が、当該者に対する給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。）	左欄に掲げる者の監護等児童であった者
家計急変者であって、給付金の申請後、当該者に対する給付金の支給が決定される日までの間に死亡した者	左欄に掲げる者の監護等児童であった者

（給付金（ひとり親世帯分）の支給等）

第3条 市は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、給付金（ひとり親世帯分）を支給する。

2 前項の規定により支給対象者に対して支給する給付金（ひとり親世帯分）の金額は、支給対象者に対して、5万円を1回に限り支給する。ただし、監護等児童が2人以上である支給対象者に支給する給付の額は、これに監護等児童のうちの1人以外の監護等児童につきそれぞれ5万円を加算した額とする。

（児童扶養手当受給者に対する給付金（ひとり親世帯分）の支給の申込み等）

第4条 市は、児童扶養手当受給者に対し、給付金（ひとり親世帯分）の支給の申込みを行う。

2 児童扶養手当受給者は、前項の申込みを受けた際、給付金（ひとり親世帯分）の受給の拒否を届け出ることができる。この場合において、児童扶養手当受給者は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）受給拒否の届出書（別記様式第1号）を提出しなければならない。

3 市長は、第1項の支給の申込み後、速やかに支給を決定し、児童扶養手当受給者に対し、給付金（ひとり親世帯分）を支給する。ただし、前項の届出があったときは、この限りではない。

（児童扶養手当受給者に対する給付金（ひとり親世帯分）の支給の方法）

第5条 児童扶養手当受給者に対する市による給付金（ひとり親世帯分）の支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第3号に掲げる方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号または第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。

(1) 児童扶養手当支給口座振込方式 令和5年3月分の児童扶養手当振込時における指定口座に振り込む方式

(2) 指定口座振込方式 前条第3項の支給決定前までに、児童扶養手当受給者が低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給口座登録等の届出書（別記様式第2号）。以下「給付金（ひとり親世帯分）支給口座登録等の届出書」という。）を提出し、市が当該届出を受けた指定口座に振り込む方式

(3) 窓口交付方式 指定口座への振込みによる支給が困難である場合に、児童扶養手当受給者が給付金（ひとり親世帯分）支給口座登録等の届出書を提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

（公的年金給付等受給者および家計急変者に対する給付金（ひとり親世帯分）に係る申請受付開始日および申請期限）

第6条 公的年金給付等受給者および家計急変者に対して支給する給付金（ひとり親世帯分）に係る市の申請受付開始日は、次条第2項各号に掲げる申請方式ごとに市長が別に定める日とする。

2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、令和6年2月29日までの間で市長が別に定める日とする。

（公的年金給付等受給者および家計急変者に対する給付金（ひとり親世帯分）の申請および支給の方法）

第7条 公的年金給付等受給者および家計急変者に対する給付金（ひとり親世帯分）の支給を受けようとする者（以下「給付金（ひとり親世帯分）申請者」という。）は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）申請書（請求書）（別記様式第3号。以下「給付金（ひとり親世帯分）申請書」という。）により申請を行う。

2 給付金（ひとり親世帯分）申請者による申請およびこれに基づく市による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第3号に掲げる方式は、給付金（ひとり親世帯分）申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号または第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。

(1) 郵送等申請口座振込方式 給付金（ひとり親世帯分）申請者が給付金（ひとり親世帯分）申請書を郵送等により市に提出し、市が給付金（ひとり親世帯分）申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口申請口座振込方式 給付金（ひとり親世帯分）申請者が給付金（ひとり親世帯分）申請書を市の窓口に提出し、市が給付金（ひとり親世帯分）申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式

(3) 窓口交付方式 給付金（ひとり親世帯分）申請者が給付金（ひとり親世帯分）申請書を郵送等により、または市の窓口において市に提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

3 市長は、第1項の規定による申請の際、戸籍謄本ならびに簡易な収入・所得（見込）額の申立書（別記様式第4号）および給与明細書、公的年金証書等の所得を証明する書類等を提出させること等により、当該給付金（ひとり親世帯分）申請者が第2条の要件を満たす者であるかについて確認を行う。

4 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、または提示させること等により、当該給付金（ひとり親世帯分）申請者の本人確認を行う。

（代理による申請）

第8条 代理により第7条第1項の申請を行うことがで

きる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他市長が別に定める方法により適当と認める者とする。

(給付金（ひとり親世帯分）申請者に対する支給の決定)

第9条 市長は、第7条第1項の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該給付金（ひとり親世帯分）申請者に対し、第7条第2項各号に掲げる方式により給付金（ひとり親世帯分）を支給する。

(給付金（ひとり親世帯分）の支給等に関する周知)

第10条 市長は、給付金（ひとり親世帯分）支給事業の実施に当たり、支給対象者および監護等児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第11条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、給付金（ひとり親世帯分）申請者から第6条第2項の申請期限までに第7条第1項の申請が行われなかった場合、当該給付金（ひとり親世帯分）申請者が給付金（ひとり親世帯分）の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第4条第3項の規定による支給決定を行った後、市が把握する令和5年3月分の児童扶養手当振込時における指定口座（支給前までに指定口座の変更を届け出ている場合にあっては、当該届出した指定口座とする。）に給付金（ひとり親世帯分）の支給として振込みを行う手続を行ったにもかかわらず、指定口座への振込みが口座解約・変更等の事由により令和6年3月31日までに完了できない場合は、本件契約は解除される。

3 市長が第9条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により令和6年3月31日までに支給が完了できない場合は、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第12条 市長は、給付金（ひとり親世帯分）の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者または偽りその他不正の手段により給付金（ひとり親世帯分）の支給を受けた者に対し、支給を行った給付金（ひとり親世帯分）の返還を求める。

(受給権の譲渡または担保の禁止)

第13条 給付金（ひとり親世帯分）の支給を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

(その他)

第14条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

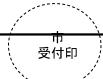
付 則

この要綱は、令和5年5月16日から施行する。

別記

様式第1号(第4条第2項関係)

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯分) 受給拒否の届出書



草津市長宛

1. 私は、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）」の受給について拒否することを、ここに届け出ます。
2. 本届出により、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）」の受給を拒否する者が本人であることを証明するため、本人確認資料を下欄に貼付し提出します。

年 月 日

届出者住所

届出者氏名

届出者連絡先 ()

本人確認書類添付箇所
※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（裏面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の
写し